

指定管理者制度における賃金スライド制度の手引き

令和 7 年 4 月

佐倉市資産経営部資産経営課

1 目的・趣旨

これまでの指定管理者制度の運用では、指定期間中の賃金水準の変動による影響は、あらかじめ事業者が想定した上で応募するものとして、委託料の変更はしていなかったが、近年、最低賃金等の上昇による管理運営経費の増加が、指定管理施設の管理運営に大きな影響を及ぼしている。

今後も賃金水準の更なる上昇が見込まれることから、指定管理施設の安定的な管理運営を図るため、賃金水準を測る指標等に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の委託料を変更する仕組み（以下「賃金スライド」という。）を導入する。なお、委託料の変更は計算を行った翌年度の予算に反映するものとする。

2 賃金スライド制度の概要

（１）基本的な考え方

- ・指定期間2年目以降の人件費について、各年度の賃金スライドによる見直し額（以下「スライド額」という。）を算出し、翌年度の委託料に反映させる。
- ・変動率がプラスになる場合は委託料を増額し、マイナスになる場合は減額する。なお、指定期間初年度については、選定時の提案において、賃金水準の変動が見込まれているものとして適用しないこととする。

（２）対象施設

原則として、令和8年度以降、指定期間が開始する全ての指定管理施設に対して順次導入する。

（３）賃金スライドの流れ

①選定時

施設所管課は、応募団体に対して、指定申請書、事業計画書その他の必要書類に加えて、勤務形態ごとの基礎単価及び配置人数を記載した「賃金スライドの対象となる人件費に関する提案書」（以下「賃金スライド提案書」という。）の提出を求める。

②指定期間中

施設所管課は、賃金スライド提案書に記載された基礎単価に変動率を適用し、さらに配置予定人数を乗じることでスライド額を算出し、指定管理者に通知するとともに、計算実施年度にゼロ債務負担行為を設定し、翌年度の委託料に反映させる。指定管理者は、スライド額が反映された委託料を基に、当該施設における人件費等に適切に反映させる。

3 賃金スライド制度の基本的事項

(1) 対象となる職員

指定管理者から直接雇用されている職員であり、直接指定管理業務に従事する職員を対象とする。再委託先の職員や人材派遣による職員、直接指定管理業務に従事しない職員は対象外とする。

(2) 対象職員の勤務形態による分類

見直し計算を行うに当たり、指定管理施設で雇用されている職員を勤務形態に応じて次の2つに分類する。なお、下記の例は、想定される例であり、指定管理者の組織体制によって被雇用者の勤務形態は異なるため、実際の雇用状況に応じて適切に判断すること。

①常勤職員

(例) 契約期間の定めのない職員、フルタイム労働をしている職員、月給制の職員など

②非常勤職員

(例) 臨時的に雇用された職員、時給制の職員など

(3) 対象となる人件費

労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 11 条に規定する賃金のうち、賃金水準の変動による影響を受けるものを対象とする（賃金水準の変動により、連動して基本額等が変わるものを想定）。

(対象例)

給与・賃金、賞与（期末・勤勉手当）、社会保険料など

(対象外例)

通勤手当、住宅手当、健康診断費など

※上記例は想定される例として挙げているが、指定管理者の給与形態等によって、手当等の名称や内容、取扱い異なるため、指定管理者の取扱状況に応じて適切に判断すること。また、独自事業のみ担当する職員の人件費は対象外とする。

（４）賃金水準の変動率について

賃金スライドに用いる変動率は、勤務形態ごとに次の変動率（いずれも小数点第 3 位を四捨五入）を用いることとする。

①常勤職員

【X+1 年度の委託料の場合】

変動率（％）

$$= \frac{\{X \text{ 年度の月例給} \times (12 + X \text{ 年度の特別給割合})\} - \{(X - 1) \text{ 年度の月例給} \times (12 + (X - 1) \text{ 年度の特別給割合})\}}{(X - 1) \text{ 年度の月例給} \times (12 + (X - 1) \text{ 年度の特別給割合})} \times 100$$

千葉県人事委員会が公表する「給与等に関する報告資料」の数値を用いることとし、月例給と特別給についてそれぞれ以下の箇所を参照すること。

- ・ 月例給…「第 25 表 職員給与と民間給与の比較」における民間従業員の給与
- ・ 特別給…「第 17 表 民間における特別給の支給状況」における年間の特別給の支給割合

②非常勤職員

【X+1 年度の委託料の場合】

変動率（％）

$$= \frac{X \text{ 年度の千葉県最低賃金の額} - (X - 1) \text{ 年度の千葉県最低賃金の額}}{(X - 1) \text{ 年度の千葉県最低賃金の額}} \times 100$$

千葉労働局が公表する千葉県最低賃金の額を前年度と比較して算出した変動率

（５）指定管理者のリスク負担について

佐倉市と指定管理者とのリスク分担の観点から、一定範囲の賃金水準の変動については、委託料の変更は行わないものとする。具体的には、賃金スライド提案書に記載された基礎単価に配置予定人数をかけた金額の±1.0%の範囲とし、スライド額の計算において、毎年度の変動額の合計がこの範囲内であれば委託料の増額や減額は行わない。なお、スライド額がマイナスとなる場合には、委託料 0 円を下限として減額することとする。ただし、委託料が 0 円を下回る場合には、指定管理者は減額しきれなかった額と同等の修繕を行うなど、施設へ還元するよう努め、対応について報告すること。

(6) スライド額の算出方法

スライド額は、原則として以下のとおり算出することとする。

- ・賃金スライド提案書に記載された基礎単価と配置予定人数を乗じた金額に、勤務形態ごとに算出した変動率を適用する。その金額から基礎単価に配置予定人数を乗じた金額の 1.0%（指定管理者負担分）を減ずる（全体的な変動率がマイナスとなる場合には加える）ことでスライド額を算出する。
- ・指定期間 2 年目以降の計算においては、対前年度までの変動率にそれぞれ 1 を加え、全て乗じた数値（以下「累積変動率」という。）を用いて計算する。

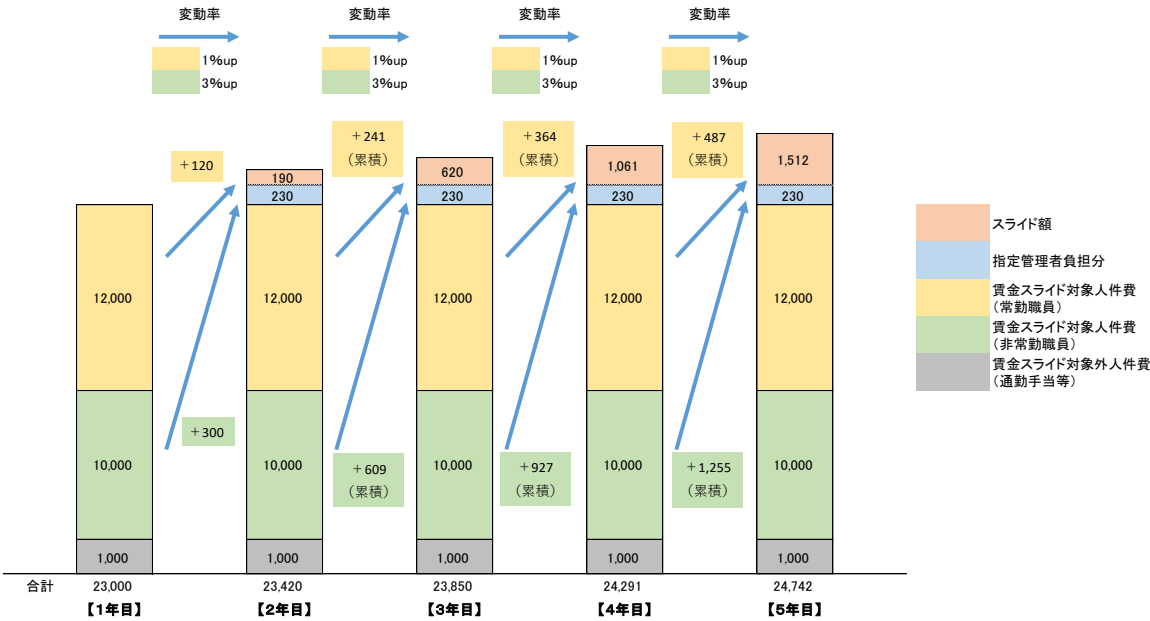
スライド額	=	基礎単価 × 累積変動率 × 配置予定人数	－	基礎単価 × 配置予定人数	±	基礎単価 × 配置予定人数 × 1.0% (指定管理者負担分)
-------	---	--------------------------	---	---------------	---	---------------------------------------

※小数点以下四捨五入

スライド額算定シミュレーション

＜パターン①：賃金水準が上昇しつづける場合＞

勤務形態		1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
常勤職員	基礎単価（千円）	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
	配置予定人数（人）	2	2	2	2	2
	賃金スライド対象人件費（千円）	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
非常勤職員	基礎単価（千円）	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
	配置予定人数（人）	4	4	4	4	4
	賃金スライド対象人件費（千円）	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000



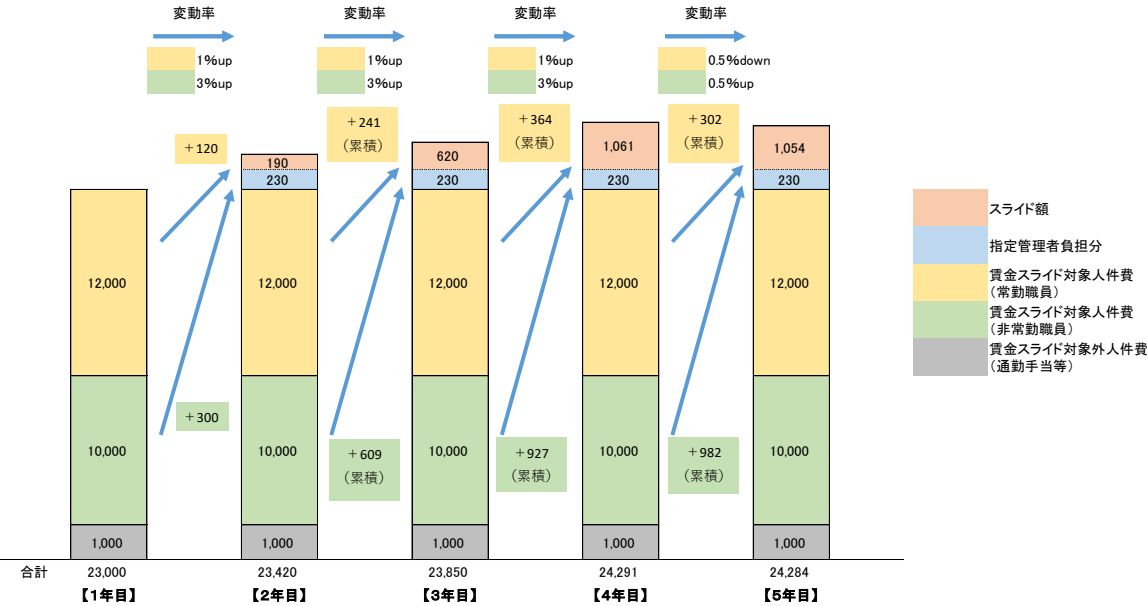
年数	スライド額の計算
1	なし
2	常勤職員：12,000（2年目対象人件費）×1.01（1＋変動率）－12,000（2年目対象人件費）＝120
	非常勤職員：10,000（2年目対象人件費）×1.03（1＋変動率）－10,000（2年目対象人件費）＝300
	スライド額：120＋300－230（指定管理者負担分）＝190
3	常勤職員：12,000（3年目対象人件費）×1.01×1.01（累積変動率）－12,000（3年目対象人件費）＝241
	非常勤職員：10,000（3年目対象人件費）×1.03×1.03（累積変動率）－10,000（3年目対象人件費）＝609
	スライド額：241＋609－230（指定管理者負担分）＝620
4	常勤職員：12,000（4年目対象人件費）×1.01×1.01×1.01（累積変動率）－12,000（4年目対象人件費）＝364
	非常勤職員：10,000（4年目対象人件費）×1.03×1.03×1.03（累積変動率）－10,000（4年目対象人件費）＝927
	スライド額：364＋927－230（指定管理者負担分）＝1,061
5	常勤職員：12,000（5年目対象人件費）×1.01×1.01×1.01×1.01（累積変動率）－12,000（5年目対象人件費）＝487
	非常勤職員：10,000（5年目対象人件費）×1.03×1.03×1.03×1.03（累積変動率）－10,000（5年目対象人件費）＝1,255
	スライド額：487＋1,255－230（指定管理者負担分）＝1,512

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
スライド額	—	190	620	1,061	1,512
前年からの増減	—	190	430	631	881

【別紙 8】 指定管理者制度における賃金スライド制度の手引き

＜パターン②：賃金水準が上昇したあと、下降する場合＞

勤務形態		1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
常勤職員	基礎単価（千円）	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
	配置予定人数（人）	2	2	2	2	2
	賃金スライド対象人件費（千円）	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
非常勤職員	基礎単価（千円）	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
	配置予定人数（人）	4	4	4	4	4
	賃金スライド対象人件費（千円）	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000



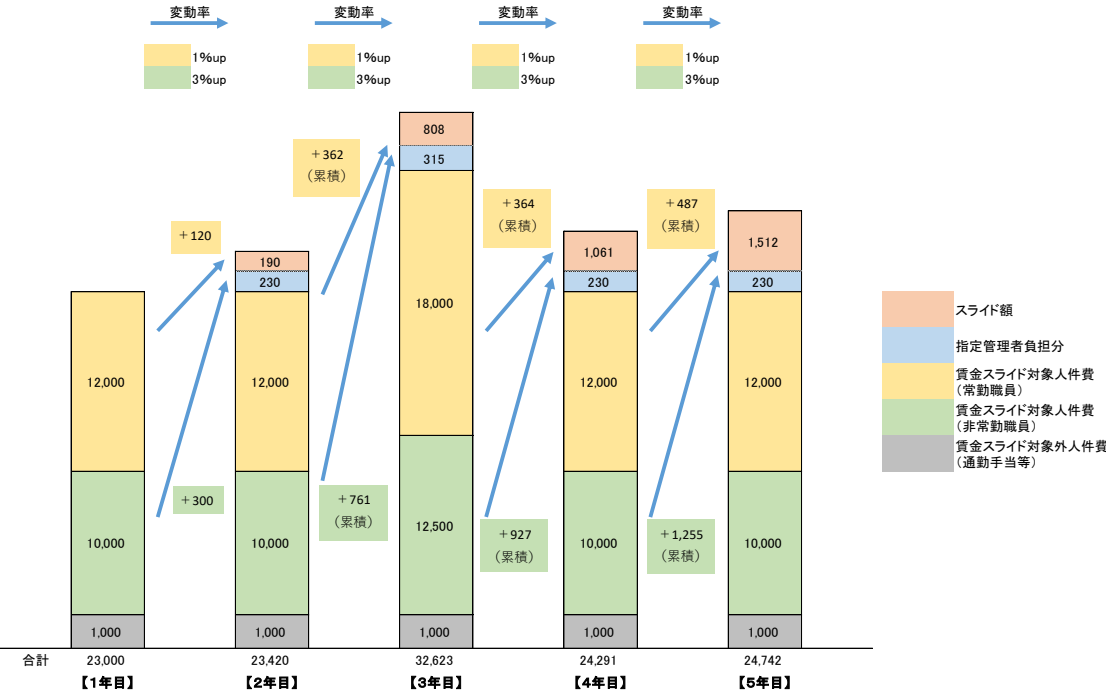
年数	スライド額の計算
1	なし
2	常勤職員：12,000（2年目対象人件費）×1.01（1＋変動率）－12,000（2年目対象人件費）＝120 非常勤職員：10,000（2年目対象人件費）×1.03（1＋変動率）－10,000（2年目対象人件費）＝300 スライド額：120＋300－230（指定管理者負担分）＝190
3	常勤職員：12,000（3年目対象人件費）×1.01×1.01（累積変動率）－12,000（3年目対象人件費）＝241 非常勤職員：10,000（3年目対象人件費）×1.03×1.03（累積変動率）－10,000（3年目対象人件費）＝609 スライド額：241＋609－230（指定管理者負担分）＝620
4	常勤職員：12,000（4年目対象人件費）×1.01×1.01×1.01（累積変動率）－12,000（4年目対象人件費）＝364 非常勤職員：10,000（4年目対象人件費）×1.03×1.03×1.03（累積変動率）－10,000（4年目対象人件費）＝927 スライド額：364＋927－230（指定管理者負担分）＝1,061
5	常勤職員：12,000（5年目対象人件費）×1.01×1.01×1.01×0.995（累積変動率）－12,000（5年目対象人件費）＝302 非常勤職員：10,000（5年目対象人件費）×1.03×1.03×1.03×1.005（累積変動率）－10,000（5年目対象人件費）＝982 スライド額：302＋982－230（指定管理者負担分）＝1,054

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
スライド額	—	190	620	1061	1054
前年からの増減	—	+190	+430	+441	▲7

【別紙 8】 指定管理者制度における賃金スライド制度の手引き

＜パターン③：賃金水準が上昇しつづけ、配置予定人数が年によって異なる場合＞

勤務形態		1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
常勤職員	基礎単価（千円）	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
	配置予定人数（人）	2	2	3	2	2
	賃金スライド対象人件費（千円）	12,000	12,000	18,000	12,000	12,000
非常勤職員	基礎単価（千円）	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
	配置予定人数（人）	4	4	5	4	4
	賃金スライド対象人件費（千円）	10,000	10,000	12,500	10,000	10,000



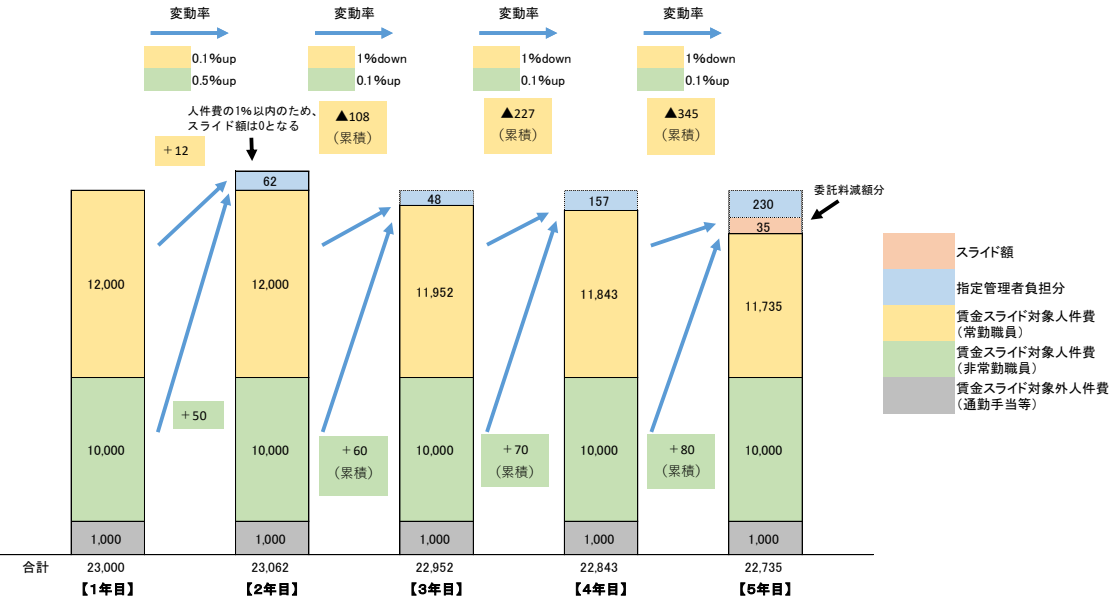
年数	スライド額の計算
1	なし
2	常勤職員：12,000（2年目対象人件費）×1.01（1＋変動率）－12,000（2年目対象人件費）＝120 非常勤職員：10,000（2年目対象人件費）×1.03（1＋変動率）－10,000（2年目対象人件費）＝300 スライド額：120＋300－230（指定管理者負担分）＝190
3	常勤職員：18,000（3年目対象人件費）×1.01×1.01（累積変動率）－18,000（3年目対象人件費）＝362 非常勤職員：12,500（3年目対象人件費）×1.03×1.03（累積変動率）－12,500（3年目対象人件費）＝761 スライド額：362＋761－315（指定管理者負担分）＝808
4	常勤職員：12,000（4年目対象人件費）×1.01×1.01×1.01（累積変動率）－12,000（4年目対象人件費）＝364 非常勤職員：10,000（4年目対象人件費）×1.03×1.03×1.03（累積変動率）－10,000（4年目対象人件費）＝927 スライド額：364＋927－230（指定管理者負担分）＝1,061
5	常勤職員：12,000（5年目対象人件費）×1.01×1.01×1.01×1.01（累積変動率）－12,000（5年目対象人件費）＝487 非常勤職員：10,000（5年目対象人件費）×1.03×1.03×1.03×1.03（累積変動率）－10,000（5年目対象人件費）＝1,255 スライド額：487＋1,255－230（指定管理者負担分）＝1,512

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
スライド額	—	190	808	1061	1512
前年からの増減	—	+190	+618	+253	+451

【別紙 8】指定管理者制度における賃金スライド制度の手引き

＜パターン④：スライド額がマイナスとなり、委託料を減額する場合＞

勤務形態		1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
常勤職員	基礎単価（千円）	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
	配置予定人数（人）	2	2	2	2	2
	賃金スライド対象人件費（千円）	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
非常勤職員	基礎単価（千円）	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
	配置予定人数（人）	4	4	4	4	4
	賃金スライド対象人件費（千円）	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000



年数	スライド額の計算
1	なし
2	常勤職員：12,000（2年目対象人件費）×1.001（1+変動率）－12,000（2年目対象人件費）＝12 非常勤職員：10,000（2年目対象人件費）×1.005（1+変動率）－10,000（2年目対象人件費）＝50 スライド額：12+50＝62 ※人件費の1%、230より少ないため、リスク分担によりスライド額なし
3	常勤職員：12,000（3年目対象人件費）×1.001×0.99（累積変動率）－12,000（3年目対象人件費）＝▲108 非常勤職員：10,000（3年目対象人件費）×1.005×1.001（累積変動率）－10,000（3年目対象人件費）＝60 スライド額：▲108+60＝▲48 ※人件費の1%、230より少ないため、リスク分担によりスライド額なし
4	常勤職員：12,000（4年目対象人件費）×1.001×0.99×0.99（累積変動率）－12,000（4年目対象人件費）＝▲227 非常勤職員：10,000（4年目対象人件費）×1.005×1.001×1.001（累積変動率）－10,000（4年目対象人件費）＝70 スライド額：▲227+70－230＝▲157 ※人件費の1%、230より少ないため、リスク分担によりスライド額なし
5	常勤職員：12,000（5年目対象人件費）×1.001×0.99×0.99×0.99（累積変動率）－12,000（5年目対象人件費）＝▲345 非常勤職員：10,000（5年目対象人件費）×1.005×1.001×1.001×1.001（累積変動率）－10,000（5年目対象人件費）＝80 スライド額：▲345+80+230（市負担分）＝▲35

	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
スライド額	—	0	0	0	▲35
前年からの増減	—	0	0	0	▲35

4 委託料の変更に関する作業の流れ

(1) 計算実施年度

施設所管課は、スライド額を算出し、指定管理者に通知する。

指定管理者（委託料減額となる場合は施設所管課）は、スライド額を翌年度の事業計画等に反映させる。

(2) 見直し対象年度

指定管理者は、スライド額が反映された委託料を原資として、賃金水準の変動に適切に対応する。また、施設職員に対して、本制度の実施について、文書の掲示や打ち合わせの場を通じて周知する。

(3) 見直し対象年度の翌年度

指定管理者は、前年度の事業報告書と併せて、「指定管理者制度における賃金スライド対応アンケート」を提出する。

施設所管課は、事業報告書及び対応アンケートを基に、賃金水準の変動に伴う人件費の対応状況について確認を行う。適正な取扱いが行われていなかった場合には、事実関係及び理由の確認を行う。

【賃金スライドの運用スケジュール（想定）】

時期		佐倉市（施設所管課）	指定管理者
指定期間開始前	公募・選定時	・スライド制度に関する事項を募集要項へ明記した上で、事業者を募集	・申請書類として、賃金スライド提案書を提出
	協定締結時	・スライド制度の概要やスライド額の算出方法等を確認した上で、協定を締結	
指定期間中	計算実施年度	8～10 月頃	・賃金水準の変動率に基づき、スライド額を算出し、指定管理者に通知
		10 月	・11 月補正予算の要求
		12 月以降	・変更協定締結
	見直し対象年度	4 月以降	・指定管理委託料の支払い
		4 月～3 月	・モニタリング等の機会に、月次報告等により、実態を確認
	翌年度 見直し対象年度の	4 月～5 月頃	・年度終了後、事業報告書とアンケートを提出
			・事業報告書等の確認

5 その他の取扱い

(1) 指定期間中に賃金スライド提案書の記載内容が変更となる場合

突発的な職員欠員への対応や、臨時的増員等、年度途中の人員構成の一時的な変更に伴う人件費の変動については、指定管理者の負担とする。

一方、複数年度にわたるような、恒常的かつ大幅な職員構成等の変更となる場合は、協議により賃金スライド提案書の記載内容を変更することができるものとする。

なお、変更が必要な場合には、指定管理者は施設所管課による見直し計算が行われるまでに変更の協議を申し入れることとする。

(2) 指定期間開始が4月1日以外の場合

指定期間の開始が4月1日以外の施設について、初年度は本制度の対象外とし、翌年度から対象とする。(2年目からスライド額計算、3年目以降スライド額を委託料に反映)

(3) PFI 法に基づく指定管理施設等

PFI 法に基づく指定管理施設等、個別の事業契約に基づき調整を行う施設については、本制度は適用しない。